



発行
東京都

目次

| | |
|---|---|
| ○指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則 | 一 |
|（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課） | |
| 告 示 | |
| ○建築基準法による道路位置の指定の変更 | 二 |
|（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課） | |
| ○建築基準法による道路位置の指定 | 二 |
|（同） | |
| ○建築基準法による道路の指定（二件） | 二 |
|（同） | |
| ○建築基準法による道路位置の指定の変更 | 二 |
|（同） | |
| ○建築基準法による道路位置の指定 | 五 |
|（同） | |
| ○建築基準法による道路位置の指定 | 六 |
|（同） | |
| ○建築基準法による意見の聴取 | 六 |
|（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課） | |
| ○東京都地域冷暖房区域の変更 | 六 |
|（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課） | |
| 告 示（選） | |
| ○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 | 八 |
| | |
| ○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 | 八 |
| | |
| ○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 | 八 |

た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

公 告

| | |
|--------------------------------------|---|
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し | 八 |
|（主税局課税部課税指導課） | |
| ○開発行為に関する工事完了（五件） | 九 |
|（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課） | |
| ○河川整備基本方針の公表 | 〇 |
|（建設局河川部計画課） | |
| ○水道料金の減免措置の期間の延長 | 〇 |
|（水道局） | |
| ○水道料金の減免措置 | 〇 |
|（同） | |
| ○下水道料金の減免措置の期間の延長 | 三 |
|（下水道局） | |
| ○下水道料金の減免措置 | 三 |
|（同） | |

規 則

指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百五十三号

指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則
指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㉓」を削り、同様式考を削る。
(備)

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式考を削り、同様式考を同様式考とする。
(備) 1) (備) 2)

別記第十二号様式中「㉕」を削り、同様式考を削る。
(備)

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式考を削り、同様式考を同様式考とする。
 (備) (備) (備)

別記第十六号様式から第二十一号様式の二まで及び第二十三号様式中「㊧」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の指定自立支援医療機関の指定等に關する規則別記第三号様式、第九号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十六号様式から第二十一号様式の二まで及び第二十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第六百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

| | | |
|----------------------|------------|-------------------------|
| 変更に係る道路の種類 | 変更年月日 | 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 令和三年三月二十二日 | 武蔵村山市本町二丁目百十九番三の一部及び同番五 |
| | | 延長 二三・七九 幅員 四・五〇 |

●東京都告示第六百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項

第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

| | | |
|----------------------|------------|---------------------------------|
| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 令和三年三月二十二日 | 武蔵村山市本町二丁目百十九番三、同番四の一部、同番五及び同番六 |
| | | 延長 二八・九七 幅員 五・〇〇 |

●東京都告示第六百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

| | | |
|----------------------|-----------|------------------------|
| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
| 法第四十二条第一項第四号の規定による道路 | 令和三年三月三十日 | (一) 次に掲げる地番の全部 |
| | | 延長 一三三・一九 幅員 七 |
| | | 部 武蔵村山市学園一丁目一番四、同番九、 |
| | | 幅員 三〇・〇〇 |

同番十三、二
番一地先、四
番八、五番一
地先、同番二、
同番三地先、
同番十五、七
番三地先、同
番五から同番
七まで、八番
四、九番五地
先、同番六、
同番八、同番
八地先、同番
九から同番十
一まで、十一
番四地先、九
十六番五、同
番六、九十七
番三、同番三
地先、百二十
四番二地先、
百二十六番五
から同番七ま
で、百二十九
番一地先、同
番二、学園二
丁目一番一、
同番四、同番
五、七番四、
十二番二地先、
二十三番五地
先、二十四番
三、同番三地
先、二十九番
七、三十番六、
同番八、三十
一番一、同番
六地先、三十
二番四地先、
同番十、同番
十一、神明一

丁目八十一番
一地先、八十
六番七、九十
五番地先、九
十六番二、同
番四、同番五、
九十七番二、
同番二地先、
同番三、九十
八番二、九十
九番二、同番
四、百一番六
百二番三、百
三番二十四、
神明四丁目百
二十一番二、
同番二地先、
百二十四番二
地先、百二十
六番二、同番
二地先、百二
十七番七、中
央一丁目四十
三番三地先、
百十八番二地
先、百十九番
四から同番六
まで、百二十
番三、同番四、
同番四地先、
中央二丁目百
十二番三、百
十三番三、同
番三地先、百
十五番六、同
番六地先、百
二十五番六、
同番六地先、
同番七、百二
十六番地先、
百二十七番五、

同番五地先、
同番六、同番
七、百二十八
番四、百二十
九番三地先、
百五十一番五
同番六、百五
十二番二、同
番三、百五十
三番五、百五
十四番三十二
地先及び同番
三十四
(二) 次に掲げ
る地番の一
部
武蔵村山市
学園一丁目一
番二、同番十
二、二番一、
五番一、同番
三、六番六、
同番八、七番
三、九番五、
十番一、十一
番一、同番四、
九十六番一、
同番三、九十
八番、百二十
四番一、同番
二、百二十五
番一、同番二、
同番四、百二
十九番一、同
番三、学園二
丁目一番二、
六番二、七番
一、十二番二、
十三番一、同
番二、二十三
番一、同番三

から同番五まで、二十四番一、同番二、同番四、二十九番一から同番四まで、同番六、三十番一から同番五まで、同番七、同番九、三十一番二、同番四から同番六まで、三十二番三から同番五まで、三十三番二から同番四まで、神明一丁目八十一番一、八十六番四、同番六、同番二十四、九十五番四、九十六番一、九十八番一、九十九番一、同番三、同番五、同番六、百一番一、同番五、百三番二、同番二十三、神明四丁目百二十二番、百二十三番二、百二十四番二、中央一丁目四十番四、四十一番三、四十二番三、四十三番三、百十七番一、同番二、百十

八番一、同番二、百十九番三、中央二丁目百十四番一、同番二、百十五番一、同番二、同番四、同番五、同番七、百二十五番三、百二十六番二、同番八番二、同番三、百二十九番一から同番四まで、百五十一番一、同番二、百五十三番一、同番四、同番六、百五十四番三十二及び同番三十三

●東京都告示第六百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-----------|--|-----------------------------|
| 法第四十二条第一項第四号の規定による道路 | 令和三年三月三十日 | (一) 次に掲げる地番の全部 武蔵村山市三ツ藤一丁目一番二地先、五番十一、六番四、八番七、同番九、同番九地先、同番十、九番三、同番五地先、十四番三、同番三地先、二番五、同番七、二十五番十地先、二十六番九、三ツ藤二丁目一番三地先、同番四地先、七番三、八番四、三ツ藤三丁目一番一、同番一地先、同番五、二番三十一、同番三十八、三番五地先、同番十三、五十八番一地先、本町二丁目八十四番二地先、八十七番三から同番五まで、同番五地先、 | 延長 九五五・四二 幅員 三〇・〇〇 |

同番六、八十
九番五地先、
九十番地先、
百一十番十か
ら同番十三ま
で、百十二番
三、同番四、
百十三番二、
百十四番十二、
百十五番七、
同番八、同番
八地先、百二
十六番六、三
ツ木一丁目三
十三番三、三
十四番一、同
番一地先、三
十五番二十か
ら同番二十二
まで、三十六
番六、三十八
番五、同番六、
四十番十七地
先、同番二十
二、同番二十
三、六十五番
二十六地先、
同番二十七及
び六十六番五
地先
(二) 次に掲げ
る地番の一
部
武蔵村山市
三ツ藤一丁目
一番一、同番
二、五番一、
同番二、同番
五、八番一、
同番六、同番
八、九番一、

同番四、同番
五、十四番一、
二十三番二、
同番四、同番
六、二十四番
一、二十五番
二、同番十、
同番十一、二
十六番一から
同番三まで、
同番七、同番
八、三ツ藤二
丁目一番一か
ら同番四まで、
二番一、三番
四番、五番一、
六番一、八番
五、三ツ藤三
丁目二番四、
同番二十、同
番三十、同番
三十二、三番
二から同番五
まで、五十八
番一、同番二、
本町一丁目八
十四番三、同
番八、同番十
一、八十五番
一、本町二丁
目八十四番二
から同番四ま
で、八十五番
三から同番五
まで、八十六
番一、八十八
番一から同番
三まで、同番
八、八十九番
五、九十番、
百一十番一か

ら同番四まで、
百十四番八、
同番十、百十
五番四、百十
六番二、百二
十六番四、百
二十七番十六、
同番十八、百
二十八番三十
四、三ツ木一
丁目三十三番
二、三十四番
二から同番四
まで、三十五
番二、同番三、
三十六番一、
同番七、同番
八、三十九番
一、四十番四、
同番十七、六
十五番二十六、
六十六番五及
び同番七

●東京都告示第六百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の位置
 変更に係る道路の規模(單位平方メートル)

法第四十二条 令和三年三月三十一日 福生市大字福生 廃止
 第一項第五号 月三十一日 生字奈賀八百一・七九
 の規定による 九十九番十六
 道路の一部

●東京都告示第六百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員(單位メートル)

法第四十二条 令和三年三月三十一日 福生市大字福生 延長
 第一項第五号 月三十一日 生字奈賀八百一二・九四
 の規定による 九十九番十二 幅員
 道路 及び同番十五 四・〇〇
 の一部

●東京都告示第六百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴

取(以下「公聴会」という。)を行います。
 なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

- 一 公聴会を行う日時 令和三年四月二十二日(木曜日) 午前十時三十分から
- 二 公聴会を行う場所 東京都青梅合同庁舎三階第六会議室 青梅市河辺町六丁目四番地の一
- 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当(東京都青梅合同庁舎三階) 青梅市河辺町六丁目四番地の一 電話〇四二八(二三) 三六九二
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
 建築主任 青梅市末広町一丁目四番五号 所氏名 医療法人財団岩尾会
 建築敷地 青梅市末広町一丁目四番四ほか
 地域地区 工業専用地域及び第一種特別工業地区
 既存建築物の概要 申請の概要
 工事種別 病院 増築
 及び用途 病院
 敷地面積 約一二、九八六平方メートル 増減なし
 建築面積 約三、九五二平方メートル 約二、六二三平方メートル

延べ面積 約九、五五〇平方メートル 約六、五五六平方メートル
 構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造
 地上四階ほか 地上四階ほか
 高さ 十七・二メートル 十九・八一メートル
 適用条文 建築基準法第四十八条第十三項ただし書

●東京都告示第六百五十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十号)第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更した地域冷暖房区域の名称 八重洲日本橋地域冷暖房区域
- 二 変更内容
 (一) 変更前
 中央区日本橋一丁目 三番地先の一部及び四番地先の一部
 同 区日本橋二丁目 一番、二番、三番、一番地先の一部、二番地先の一部、三番地先の一部、四番地先の一部、五番地先の一部及び七番地先の一部
 同 区日本橋三丁目 一番、一番地先の一部及び八番地先の一部
 同 区八重洲一丁目 百一番、百三番、百五番、

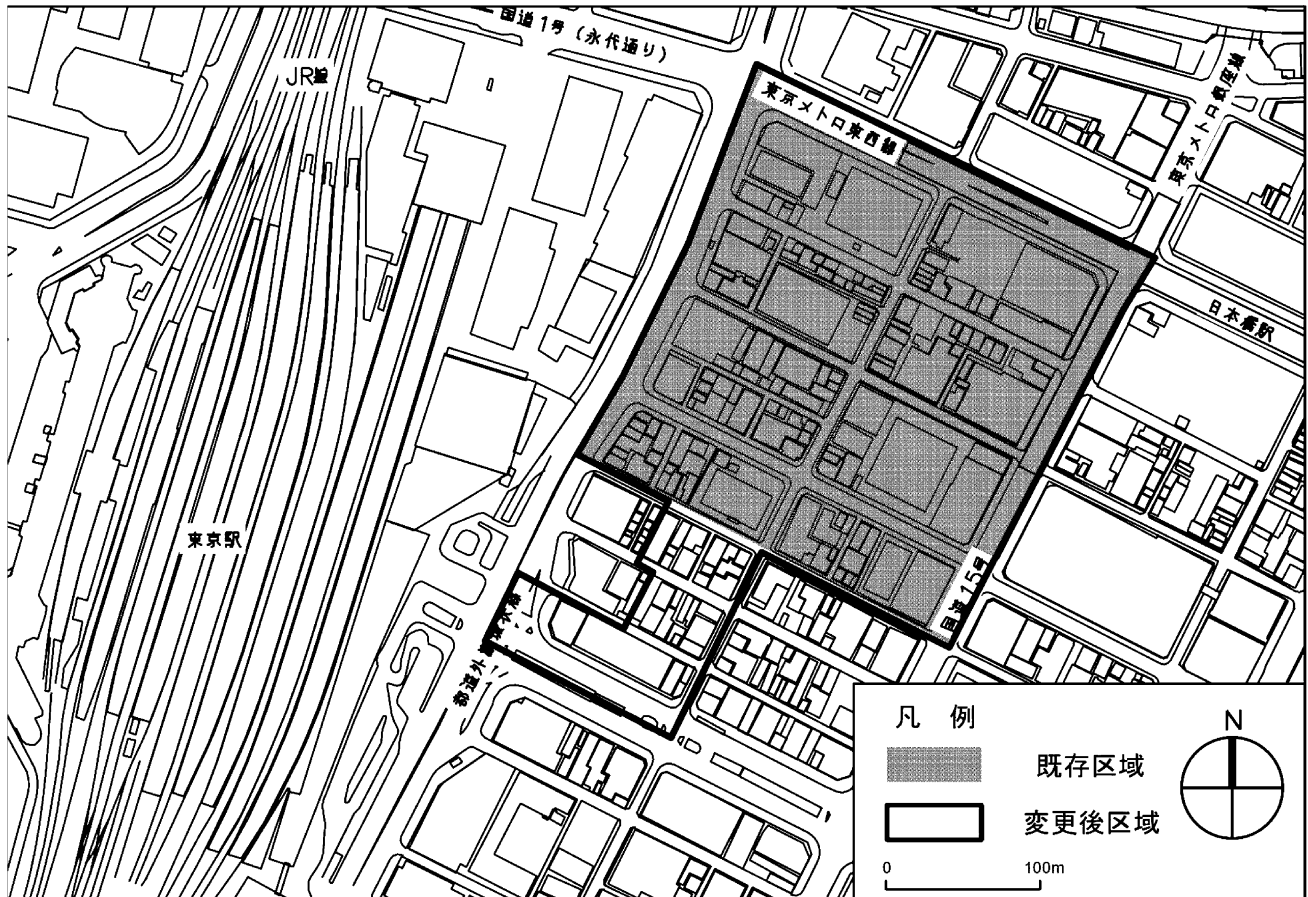
(二) 変更後

中央区日本橋一丁目の一部、日本橋二丁目の一部、
日本橋三丁目の一部及び八重洲一丁目の一部

二百一番、二百三番の一部、
二百十三番の一部、三番地
先の一部、百一番地先の一
部、百三番地先の一部、百
五番地先の一部、二百一番
地先の一部、二百三番地先
の一部及び二百十三番地先
の一部

別図

八重洲日本橋地域冷暖房区域



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年四月十五日

東京都選挙管理委員会

二二九、八六六

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年四月十五日

東京都選挙管理委員会

一、五三六、六六二

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
令和三年四月十五日

東京都選挙管理委員会

| 選挙区名 | 数 |
|---------|---------|
| 千代田区選挙区 | 18,071 |
| 中央区選挙区 | 45,891 |
| 港区選挙区 | 67,952 |
| 新宿区選挙区 | 91,945 |
| 文京区選挙区 | 61,554 |
| 台東区選挙区 | 56,373 |
| 墨田区選挙区 | 77,166 |
| 江東区選挙区 | 137,247 |
| 品川区選挙区 | 113,639 |
| 田黒区選挙区 | 79,254 |
| 大田区選挙区 | 170,014 |
| 世田谷区選挙区 | 195,812 |
| 渋谷区選挙区 | 64,713 |
| 中野区選挙区 | 94,782 |
| 杉並区選挙区 | 148,188 |
| 豊島区選挙区 | 77,783 |
| 北区選挙区 | 97,044 |
| 荒川区選挙区 | 57,179 |
| 板橋区選挙区 | 145,734 |

| | |
|----------|---------|
| 練馬区選挙区 | 169,837 |
| 足立区選挙区 | 161,533 |
| 葛飾区選挙区 | 127,207 |
| 江戸川区選挙区 | 160,242 |
| 八王子市選挙区 | 145,339 |
| 立川市選挙区 | 51,434 |
| 武蔵野市選挙区 | 41,517 |
| 三鷹市選挙区 | 52,911 |
| 青梅市選挙区 | 37,747 |
| 府中市選挙区 | 71,896 |
| 昭島市選挙区 | 31,456 |
| 町田市選挙区 | 119,641 |
| 小金井市選挙区 | 34,419 |
| 小平市選挙区 | 53,518 |
| 日野市選挙区 | 52,010 |
| 西東京市選挙区 | 57,180 |
| 西多摩選挙区 | 68,959 |
| 南多摩選挙区 | 66,924 |
| 北多摩第一選挙区 | 85,630 |
| 北多摩第二選挙区 | 56,872 |
| 北多摩第三選挙区 | 89,880 |
| 北多摩第四選挙区 | 53,632 |
| 島部選挙区 | 7,039 |

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年四月十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は
氏名 代表者の
主たる事務所又は
事業所の所在地
取消年月日
村田燃料 村田 英幸 中央区東日本橋二
株式会社 丁目六番六号 令和三年一月
三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
東大和市高木三丁目二百三十四号
九番一及び二百四十四番
国分寺市本町二丁目十六番
四号
株式会社ラス・コーポレ
ーション
代表取締役 横道 哲夫

立川市西砂町二丁目十三番十八号
立川市柴崎町二丁目三番八号
近代建物株式会社
代表取締役 新藤 幸男

あきる野市野辺字宮ヶ谷戸五
百六十二番十六、五百六十三
番二及び五百六十四番から五
百六十六番まで
あきる野市野辺四百六十五
番地一
株式会社アイ・シー・エス
代表取締役 井草 誠

青梅市師岡町二丁目八十五番
一、同番七及び八十八番一
十九号
西東京市東伏見三丁目六番
一
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
清瀬市中里五丁目千百三十一
番一
立川市羽衣町二丁目四番九
号
株式会社高木工務店
代表取締役 高木 明弘

調布市東つじヶ丘三丁目二
十九番六及び三十七番三十三
十六番三三
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三三
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

東久留米市下里五丁目五百五
十六番一、五百五十七番一、
五百五十八番一及び同番七
新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号
アイデイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

武蔵野市吉祥寺東町一丁目四
百四十五番二十九から同番三
十七まで
千代田区霞が関一丁目四番
一号
日本土地建物株式会社
代表取締役 平松 哲郎

稲城市大字坂浜字十六号千八
十六番一及び同番二の各一部
神奈川県厚木市三田南二丁
目十八番一―四号
株式会社Free Fac
tory

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
多摩市中沢一丁目十二番二
号
新宿区西新宿二丁目八番一
号
東京都知事 小池百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市平尾一丁目四十二番六
の1号、同番六地先、五十七
番四の1号、同番六及び同番
七
株式会社TAKI HOUSE
代表取締役 奥山 武志

府中市日新町三丁目十三番一
の一部、同番二、同番二地先、
六号一F
荒川区西日暮里二丁目三番

代表取締役 橋爪 現

同番三から同番五まで及び同番七の一部
 株式会社ランドテクノ
 代表取締役 藤崎 亘

東久留米市小山二丁目四百九十三番一
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克

調布市若葉町一丁目七番三十八
 立川市高松町一丁目三十番十一号
 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ
 代表取締役 濱中 敏之

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市新川町二丁目百九十二番一及び同番二
 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
 武蔵開発株式会社
 代表取締役 深松 優

河川整備基本方針の公表について

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年四月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 河川整備基本方針の名称
 八ッ瀬川河川整備基本方針

二 対象とする河川の名称
 二級河川八ッ瀬川

三 河川整備基本方針を定めた年月日
 令和三年三月十二日

四 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都小笠原支庁に備え置いて縦覧に供する。

水道料金の減免措置の期間の延長について

令和二年四月十四日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。

令和三年四月十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和三年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和四年三月三十一日の属する月分まで

水道料金の減免措置について

令和元年十月十日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置について」における減免措置

期間の満了に伴い、令和三年四月一日から、次のとおり減免措置を実施するので公告する。

令和三年四月十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

(減免措置の対象等)

一 水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当するものに係る水道料金について、当該下欄に定める額(率により定めるもの)にあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

(一) 公衆浴場営業(東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)以下「条例」という。)第二十三条の三第二項の適用を受けるもの

従量料金について、一月当たり五立方メートルを超える使用水量一立方メートルにつき十五円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額

(二) 社会福祉施設

ア 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

基本料金及び従量料金の合計額に百分の百十を乗じて得た額の十パーセント

(ア) 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの

(イ) 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの

イ 更生保護事業法(平成七法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設
生活保護世帯

ア 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一條第一項第一号に規定する生活扶助を受け

イ 生活保護法第十一條第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯

(条例第三十條第二項第二号の規定の適用を受ける者を含む世帯を除く。)

(四) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)により特別児童扶養手当の支給を受ける者)

(五) 用水型皮革関連企業(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一條第二項に規定する化製場及び染革業)
(六) めっき業(めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設)

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額から、基本料金に百分の百十を乗じて得た額を差し引いて得た額。ただし、給水管の呼び径が三十ミリメートル以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額から、基本料金と一月当たり使用水量五立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額を差し引いて得た額

額の十パーセント
令和三年四月の定例日の翌日から令和八年三月三十一日までの間は、一月当たり百立方メートルを超える使用水量に係る従量料金に百分の百十を乗じて得た額の十五パーセント
(減免申請の手続)
二 この公告の減免措置は、減免を受けようとする水道使用者の減免申請書の提出に基づいて行う。ただし、令和元年十月十日付東京都公報により公告した「水道料金の減免措置について」により令和三年三月三十一日現在減免措置を受けている水道使用者で、この公告による減免措置の対象となるものについては、新たな減免申請を不要とし、同年四月一日をもってこの公告に係る減免申請書を提出したものとみなす。
(減免の期間)
三 水道料金の減免措置の期間は、減免申請書が提出された日の属する月分から令和八年三月三十一日までとする。
(減免申請の受付場所)
四 減免申請は、次の場所で受け付ける。
(一) 一の減免措置の対象が、特別区の区域にある場合
減免措置の対象の存する区域を所管する水道局営業所
(二) 一の減免措置の対象が、条例の適用される市町の区域にある場合
減免措置の対象の存する区域を所管する水道局サービスステーション

下水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十三年六月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置について、減免措置の期間を次のとおり延長するので公告する。

令和三年四月十五日

東京都下水道局長 神山守

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和三年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和四年三月三十一日の属する月分まで

下水道料金の減免措置について

令和元年十月十日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における減免措置の期間の満了に伴い、令和三年四月一日から次のとおり減免措置を実施するので公告する。

令和三年四月十五日

東京都下水道局長 神山守

(減免措置の対象等)

一 下水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当するものに係る下水道使用者の下水道料金について、当該下欄に定める額(率により定めるもの)にあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

(一) 公衆浴場営業(東京都下 一月当たり八立方メートル)

水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第十四条第一項に規定する料率表の汚水の種別欄に掲げる浴場汚水の適用を受けるもの)

(二) 医療施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(国又は地方公共団体が経営するものを除く。))

ア 社会福祉施設(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

(三) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

トル以下の汚水排出量に係る下水道料金について十六円に百分の百十を乗じて得た額及び一月当たり八立方メートルを超えり汚水排出量に係る下水道料金について、当該汚水排出量一立方メートルにつき二円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額

イ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

一月当たり八立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の全額

(四) 生活保護世帯(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯)

一月当たり二百立方メートルを超え一万立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の五十パーセント及び一月当たり一万立方メートルを超える汚水排出量に係る下水道料金の三十パーセント

(五) 皮革関連企業(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一条第二項に規定する化製場及び染革業)

一月当たり百立方メートルを超える汚水排出量に係る下水道料金の二十パーセント

(六) めっき業(めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設)

一月当たり五十立方メートルを超え三千立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の十パーセント

(七) 染色整理業(染料、顔料その他の着色料を使用して繊維又は繊維製品に染色する業を専業とする者の当該事業に係る施設)

一月当たり八立方メートル

(八) 高齢者世帯(国民年金法

一月当たり八立方メートル

等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金を受給している世帯）

トル以下の汚水排出量に係る下水道料金の全額

(九) 生活関連業種（別表に掲げる業種につき、同表に定める要件を満たして営業するもの）

一月当たり五十立方メートルを超え二百立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金について、当該汚水排出量一立方メートルにつき五円を乗じて得た額に百分の百を乗じて得た額

(減免申請の手続)

二 この公告の減免措置は、減免を受けようとする下水道使用者の減免申請書の提出に基づいて行う。ただし、令和三年三月三十一日現在、減免措置を受けている下水道使用者は、新たな減免申請を不要とし、同年四月一日から継続して減免措置を適用する。

(減免の期間)

三 下水道料金の減免措置の期間は、減免申請書が提出された日の属する月分から令和八年三月三十一日までとする。

(減免申請書の受付場所)

四 減免申請は、次の場所で受け付ける。

(一) 水道料金と下水道料金を併せて東京都水道局に納付している場合

当該減免措置の対象となる下水道使用者の存する区

域を所管する東京都水道局営業所

(二) 下水道料金を東京都下水道局に納付している場合

東京都下水道局経理部業務管理課

別表

業 種 要 件

一 パン製造小売業（店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）の製造及び販売を行う業）

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定による東京都知事（以下「知事」という。）の許可を受けて営業する者（以下「食品衛生法の許可を受けて営業する者」という。）であること。

二 クリーニング業（クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理をしない単なる受取及び引渡しのための施設を除く。）を設置して行うクリーニング業（繊維製品を使用させるため貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うものを除く。））

クリーニング業法第五条の二の規定による知事の確認を受けて営業する者であること。

三 魚介類小売業（店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮魚介類の販売を行う業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

四 豆腐製造小売業（店舗を設け、一般消費者を対象に主として豆腐の製造及び販売を行う業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

五 日本そば店（店舗を設け、一般消費者を対象にそば、うどん等を食させる業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

六 中華そば店（店舗を設け、一般消費者を対象に中華そば等を食させる業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

七 めん類製造業（主としてめん類（ゆでめん、生めん、中華めん等をいい、乾めんを含む。）の製造を行う業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

八 野菜小売業（店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮野菜類の販売を行う業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

九 かまぼこ水産加工業（主としてかまぼこ等魚肉ねり製品の製造を行う業）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十 こんにやく製造業（主としてこんにやくの製造を行う業）

食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）第七条の規定による知事の許可を受けて営業する者（以下「食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者」という。）であること。

十一 (一) 民生食堂（東京都民生食堂指定要綱（昭和四十八年三月二十六日四十七号民福地第五百七十号民生局長決定）第五条第一項の規定により、知事の指定を受けた食堂）

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

(二) 大衆食堂（店舗を設け、一般消費者を対象に食品衛生法の許可を受けて営業する者であること）

に米飯と多品種の副食物等を一般市価よりも低廉な価格で食させる(食堂)

十二 食肉小売業(店舗を設け、一般消費者を対象に主として食肉(牛、豚、鶏等の食肉をいい、臓器を含む。)の販売を行う業)

十三 大衆すし店(店舗を設け、一般消費者を対象に主として調理したすしを食させる業)

十四 あん類製造業(主としてあん類の製造を行う業)

十五 ソース製造業(主としてソース類(ウスターソース、果実ソース、果実ピュール、ケチャップ又はマヨネーズ)の製造を行う業)

十六 つけ物製造業(主としてつけ物(野菜、果実、きのこ等を塩、みそ等に漬けたもの)の製造を行う業)

十七 そうざい製造業(主としてそうざい(煮物(つくだ煮を除く。)、焼物、揚物等の副食物)の製造を行う業)

十八 つくだ煮製造業(主としてつくだ煮(あさり、昆

と。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

一人前(並握りずし)を千百円以下で食させる者で、食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者又は食品衛生法施行細則(昭和二十三年東京都規則第三百十号)第十六条の規定により報告書を所轄保健所長に提出して営業する者であること。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

布、小魚等を煮詰めたもの)の製造を行う業)

十九 ハム・ソーセージ製造業(主として食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの)の製造(小分け包装のみの場合を除く。)を行う業)

二十 水産物仲卸業(中央卸売市場に店舗を設け、主として一般小売店を対象に水産物を販売する仲卸業)

二十一 簡易宿所営業等(旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第二項及び第三項に規定する簡易宿所営業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する店舗型性風俗特殊営業に係るものを除く。))

二十二 理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第一条の第二第三項に規定する理容所を設置

と。

食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

食品衛生法の許可を受けて営業する者で、東京都中央卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第四百四十四号)第四十三条の規定による知事の許可を受けて営業するものであること。

旅館業法第三条第一項の規定による知事の許可を受けて営業する者で、それぞれ次の要件を満たすものであること。

(一) 旅館業法第二条第二項に規定するもの
宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり五千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

(二) 旅館業法第二条第三項に規定するもの
宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり二千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

理容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。

して、一般消費者を対象に理容を行う業)

二十三 美容業(美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第二条第三項に規定する美容所を設置して、一般消費者を対象に美容を行う業)

備考

一 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量に係る下水道料金は、東京都下水道条例施行規程(昭和三十三年東京都下水道局管理規程第二十八号)第二十六條の三に規定する徴収単位ごとに算出するものであること。

二 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又はフランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又はフランチャイズ店名が使用されている場合(一部使用を含む。)、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。

三 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料金の請求先が本社等に集約され、その支払い(口座振替、事前登録によるクレジットカード払いを含む。)が行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001
定 価
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

